

第7章 良好な景観まちづくりの推進

良好な景観の形成及び保全を推進するためには、町の取り組みだけで実現されるものではなく、**町民及び事業者などの主体的な取り組みがあって初めて実現される**ものです。

ここで大切なことは、町民、事業者、町などが良好な景観を形成及び保全していくことを共有するとともに、それぞれが互いの役割を認め合い、自由な発想のもと、協働していくことが非常に重要になります。そこで、その推進を図るために以下のことに取り組みます。

1. 町民の役割

町民の皆様が、まちの良好な景観を形成し保全することを、**自ら考えて取り組むことは重要**です。

良好な景観の形成及び保全といっても、特に難しいことではありません。次のような行動が、良好な景観の形成及び保全に繋がります。

- (1)ゴミを散らかさない。
- (2)清掃活動へ参加する。
- (3)周囲の景観と調和する住宅を建築する。
- (4)自分の家の周囲の緑を増やし、整える。
- (5)身近な地域で景観のルールをつくる。
- (6)地域の歴史や文化に関心を持つ。

他にも景観の形成及び保全に繋がることはたくさんあります。小さなことを一つずつ積み重ねることで、まちの景観はきっと良くなることでしょう。

2. 事業者の役割

事業者が、まちの良好な景観を形成し保全することを、自ら考えて取り組むことも重要です。事業者の活動が、良好な景観の形成に大きな影響を与えるからです。そのため、事業活動の実施にあたっては、周囲のまちなみとの調和、地域の景観まちづくり活動への協力などを考慮して、**専門的知識、経験などを大いに活用し、良好な景観の形成に積極的に寄与**することが求めら

れます。

3. 行政の役割

町は、良好な景観の形成及び保全することを先導的に行うため、次のことを推進します。

①良好な景観に寄与する公共施設の整備

公共施設の整備は、民間施設の景観デザインを先導する重要な役割を担っています。そこで、地域の良好な景観の形成に寄与するよう、**関係行政機関との情報交換や意見交換**を十分に行い、良好な景観を形成し保全することを推進します。

②小中学校での景観教育

良好な景観の形成の実現には、長い期間を要します。このことから、**町の将来を担う小中学生に、学校教育の場**などにおいて、町の美しい景観を紹介し、学習することにより、知識の普及を図ります。

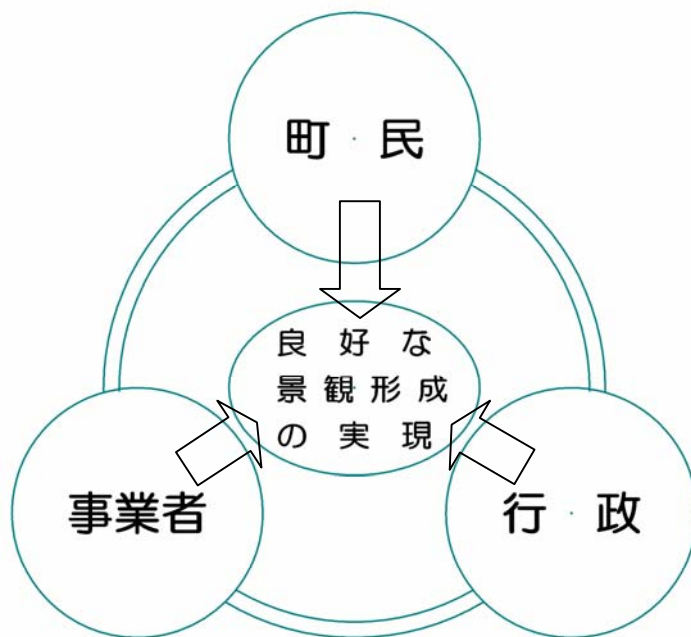
③町民への普及啓発

良好な景観の形成及び保全に対する町民、事業者の意識向上を図るため、**町民及び事業者向けのセミナーやシンポジウム**などを開催します。

また、景観計画の施策の普及啓発を図るため、**町ホームページへの施策の掲載、意識啓発のポスターやパンフレット**などを作成・配布します。

④行政職員の意識の向上

施策の立案や事業の実施を通じて良好な景観の形成を図るため、情報の共有化を図るとともに、職員各々が景観の形成の理念を十分に理解し、その具現化に努めていきます。



協働による良好な景観形成

4. 今後の取組み

景観計画に定める景観の形成の目標及び景観の形成の方針を具現化するために、以下の事項を啓発し、推進していきます。

①景観計画重点区域の指定

特に良好な景観の形成に取り組む区域として「景観計画重点区域」を指定することができますが、より多くの景観計画重点区域を指定するため、**地域の景観まちづくりに関して町民が意見交換を重ねる場**を設け、地域主体の活動の活性化を図ります。

②景観重要公共施設

日常的に様々な人々が利用し、多くの人の目に触れる道路や河川などの公共施設は、景観を構成する重要な要素の一つです。

景観法では、周辺景観と調和した公共施設の整備を行うため、景観の形成に重要な公共施設を「景観重要公共施設」とし、**景観計画に公共施設整備の景観の形成のルールにあたる「整備に関する事項」**を定めることができます。

良好な景観を形成する観点から、景観計画に、道路の占用許可、河川の占用・土石の採取・工作物などの新設及び許可などの基準を定めることを検討します。

③景観協定

景観協定とは、景観計画区域の一団の土地について、良好な景観の形成を図るため、**土地所有者などの全員の合意**により、対象となる土地の区域における**良好な景観の形成に関する事項を協定できる制度**です。

高根沢町には、建築基準法に基づく建築協定を締結している地区もあることから、景観協定の締結を推進します。

④景観農業振興地域整備計画

景観農業振興地域整備計画とは、**景観と調和のとれた良好な営農条件の確保を図る必要があると認める場合に、町が作成する計画**です。景観農業振興地域整備計画の区域、景観と調和のとれた土地の産業上の利用に関する事項、農業生産の基盤の整備や開発に関する事項、農用地の保全に関する事項などを定めることができます。

田園景観の保全を図ることができるよう、景観農業振興地域整備計画の策定を検討します。

⑤景観地区

景観計画とは別に、**市街地における良好な景観の形成を図るために**、都市計画区域内に、景観地区を定めることができます。景観地区に定めると、**建築物や工作物のデザイン・色彩、高さ、敷地面積などについて総合的に規制・誘導を行うことが可能**になります。

良好な市街地景観を形成できるよう、景観地区の指定を検討します。

⑥景観整備機構

良好な景観の形成を促進するためには、町だけではなく、**町民や事業者などの民間活力**は非常に重要です。

そこで、町と役割分担をしながら、ともに景観の形成の取り組みを促進するため、関連する既存の団体、NPOなどに対して、「景観整備機構」として指定することができます。

景観の保全活動を実施している団体を景観整備機構として指定し、**協働による良好な景観の形成**を図ることを推進します。

⑦景観協議会

景観協議会とは、景観計画区域内の良好な景観の形成を図るために必要な協議を行う組織のことで、景観行政団体、景観重要公共施設の管理者、景観整備機構などにより構成され、必要に応じて、関係行政機関及び観光、商工、農業などの団体、公益事業を営む者、町民その他良好な景観の形成促進のための活動を行う者を加えることができます。

地域の景観についての課題を解決しようとするときに、一同に会して話し合うことで、**お互いに歩み寄る機会**の場となることが期待されることから、景観協議会の設置を検討します。

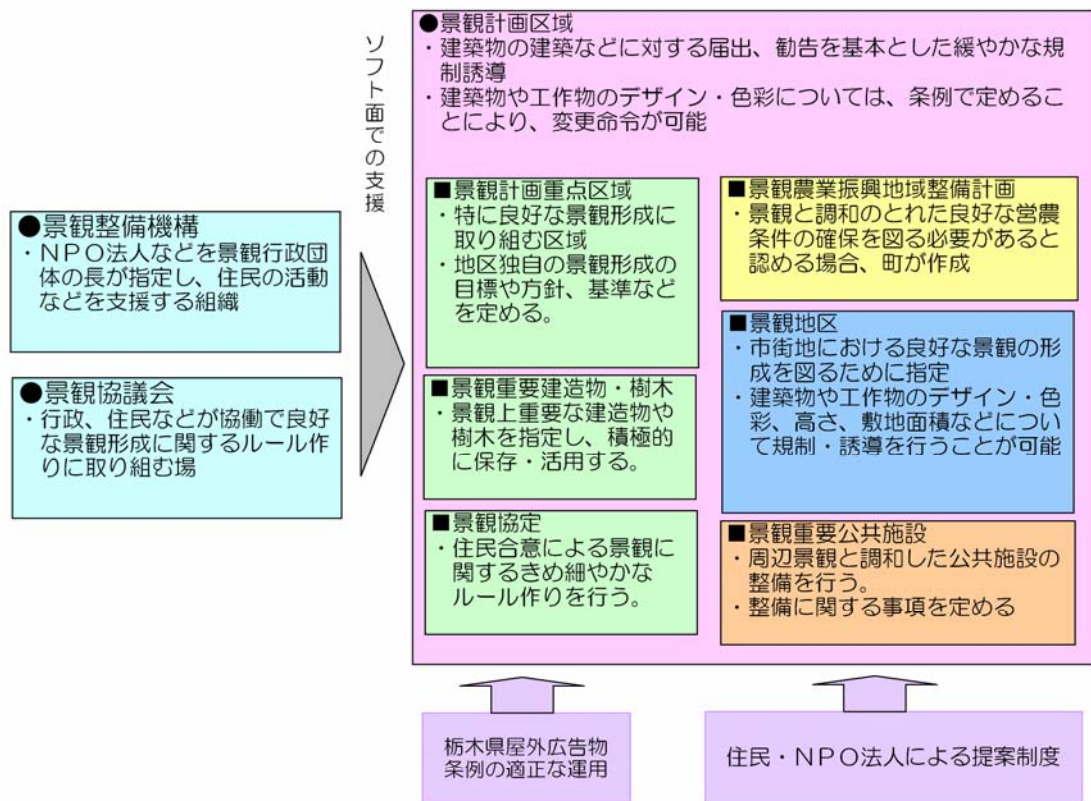
⑧町民などによる提案制度

土地所有者、まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的としたNPOなどは、一体として良好な景観を形成すべき土地の区域について、景観計画の策定又は変更の提案をすることができます。そこで、**町民自らが良好な景観の形成の発意者となれる提案制度を、町民に広く周知**させていくことを推進します。

⑨景観審議会の設置

良好な景観の形成の推進を図るため、高根沢町景観審議会（以下「審議会」という。）を設置します。委員には、学識経験者、都市の美観又は都市景観について専門的知識を有する者、関係する行政機関及び民間企業の職員、高根沢町の住民の他、景観整備機構、景観協議会の代表などから選任します。

審議会では、町長の諮問に応じ、**第三者の立場から、景観計画の変更、景観に関する新たな施策などを調査及び審議**をすることとします。



景観まちづくりのスキーム

5. 景観計画の見直し

高根沢町景観計画は、学識経験者を始め、都市の美観又は都市景観について専門的知識を有する者、関係する行政機関及び民間企業の職員、高根沢町の住民の代表と、様々な方々の協働によって策定しました。良好な景観は、長期的な取組みによって形成及び保全されるものであることから、今後は、さらなる良好な景観の形成及び保全に向けて取り組んでいきます。

なお、社会経済情勢の大きな変化などにより、計画に定める方針や施策などの見直しが必要とされる場合には、景観協議会、景観審議会などの意見を参考にして、適切な措置を講ずることとします。